

町内にご両親がいる方必見！

熊取町で3世代近居・同居をはじめませんか？

3世代近居等支援補助金 **10万円** を補助



熊取町での
安心生活を応援！

令和8年度までの
期間限定！



3世代近居等支援に係る新築住宅及び中古住宅の取得に対する補助金の交付

子世帯が、親世帯と3世代で近居や同居をするために、町内で住宅（中古住宅含む。床面積50㎡以上の住宅が対象。）を取得した場合に、**10万円**を補助します。

※ 下記の1～2の要件に該当する場合のみ適用されます。

※ 補助を受けるには、期限までに申請が必要です。

1. 補助の対象となる住宅 **次の要件をすべて満たす住宅**

- ☐ 令和7年1月2日から令和9年1月1日までの間に、3世代近居等をするために新たに取得した新築住宅及び中古住宅（贈与または相続により取得したもの、借家の用に供するものを除く。）
- ☐ 子世帯が居住するための住宅
- ☐ 専用住宅（併用住宅も可）
- ☐ 居住部分の床面積が50㎡以上の住宅

2. 対象となる方 **次の要件をすべて満たしている方**

- ☐ 3世代近居等をする親・子・孫いずれの方も、基準日(※)において熊取町に住民登録をしていること（3世代近居等の形成）
 - ☐ 基準日(※)において、子世帯が対象住宅に現に居住していること
 - ☐ 3世代近居等をする親・子・孫いずれかの方が対象住宅を所有する固定資産税の納税義務者であること
 - ☐ 基準日(※)において、「3世代近居等をする子世帯が中学生以下の子どもを扶養する世帯」または「3世代近居等をする子世帯の夫婦いずれもが40歳以下」であること
 - ☐ 対象住宅の所有者及び居住者に町税等の滞納がないこと
- ※ 基準日：対象住宅を取得した日の属する年の翌年の1月1日（1月1日に取得した場合はその日）

3. 申請の時期

対象住宅を取得した日の属する年の4月から基準日が属する年の2月末まで
（1月1日に取得した場合は、その年の2月末まで）

○令和7年1月2日～令和8年1月1日に取得…令和7年4月から令和8年2月末までに申請

○令和8年1月2日～令和9年1月1日に取得…令和8年4月から令和9年2月末までに申請

※ 申請窓口：役場2階 企画財政経営課（土日祝を除く平日の9時から17時30分まで）

人もまわりも、自然がよいよ！

住むなら
熊取

天王寺へすぐ！
快速で約30分

※ 制度の詳細や申請書については、町ホームページをご覧ください。

※ ご不明な点は、企画財政経営課にお問い合わせ下さい。



熊取町 3世代近居



熊取町 総合政策部 企画財政経営課 政策企画グループ

電話：072-452-9016（直通） F A X：072-452-7103

メール：kikaku@town.kumatori.lg.jp